苫小牧市広報紙広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市広告掲載要綱に定めるもののほか、苫小牧市広報紙(以下「広報紙」という。)への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、広報紙で市長が指定する箇所とする。

(広告の規格等)

- 第3条 広告の寸法は、縦5.0センチメートル、横18.5センチメートル以内のもの(以下「5分の1 段枠」という。)又は縦13.0センチメートル、横18.5センチメートル以内のもの(以下「2分の 1段枠」という。)とする。
- 2 広報紙の発行1回につき掲載することができる広告の数は、5分の1段枠については12枠、2分の 1段枠については2枠とする。
- 3 広告の規格は、次のとおりとする。
  - (1) 形式 IllustratorEPS 形式 (フォントはアウトラインをとること)、PhotoshopEPS 形式 (広告全体 を写真画像としたもの) 又は TIFF 形式 (広告全体を写真画像としたもの) に限る。
  - (2) 刷り数 4色刷り

(広告掲載料)

- 第4条 広告掲載料は、掲載1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 5分の1段枠 48,400円
  - (2) 2分の1段枠 121,000円
- 2 前項各号に定める額には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(広告の掲載回数)

- 第5条 広告の掲載回数は1回単位とする。連続掲載は同一年度内6回までとし、更新を妨げない。 (広告掲載の申込み)
- 第6条 苫小牧市広告掲載要綱第12条の規定により広告の提出その他の取扱業務を委託された事業者 (以下「広告代理店」という。)は、同要綱第9条に規定する苫小牧市広告掲載申込書を市長に提出し なければならない。
  - 2 広告代理店が、競争入札参加資格登録業者(苫小牧市競争入札参加資格に関する要領第2条に該当 しない者)であるときは、苫小牧市広告掲載申込書の同意欄の記載を省略することができる。

(依頼者の資格)

第7条 広報紙に広告掲載の依頼をしようとする者(以下「依頼者」という。)は、市税の滞納がないものでなければならない。

(広告掲載の依頼)

- 第8条 依頼者は、苫小牧市広告掲載依頼書(様式。以下「依頼書」という。)を、広告代理店を経由して、 市長に提出しなければならない。ただし、依頼者が苫小牧市税条例(昭和25年条例第24号)第19 条第1項各号に規定する者(同条第2項により法人とみなされるものを含む。)に該当しないときは、 依頼書の同意欄の記載に代えて、当該依頼者が事務所又は事業所を有する市町村の発行する直近の市町 村民税の納税証明書を市長に提出しなければならない。
- 2 依頼者は、同一年度内で2回以上広告の掲載を依頼するときは、2回目以降の依頼に係る依頼書の同 意欄の記載及び納税証明書の提出を省略することができる。

(依頼者の資格の審査)

第9条 市長は、第7条に規定する依頼者の資格を審査するため、依頼書及び納税証明書により依頼者の 納税状況の調査を行うことができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広報紙への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、令和3年4月号以降の広告掲載から適用し、令和3年3月号までの広告掲載については、なお従前の例による。

## 苫小牧市広告掲載依頼書

年 月 日

苫小牧市長 様

住所(所在地) 名称 依頼者 代表者職・氏名 電話番号 担当者職・氏名

苫小牧市広報紙広告掲載要綱第8条の規定により、次のとおり依頼します。

広告掲載を 希望する媒体	広報とまこまい
掲載位置及び規格等	別紙添付資料のとおり
掲載を希望する時期	年 月号 から 年 月号
同 意 欄	広告掲載に関し必要があるときは、その必要の範囲内において、納税状況の調査を 行うことに同意します。 年 月 日 住所 (所在地) 名称 代表者職・氏名  印
納 税 状 況	完納   受付年月日   受付年月日

- 注 1 太枠内についてご記入ください。
  - 2 苫小牧市への市民税の納税義務がない場合は、同意欄の記載に代えて、依頼者が事務所又は 事業所を有する市町村の発行する直近の市町村民税の納税証明書を提出してください。
  - 3 同一年度内で2回以上広告の掲載を依頼するときは、2回目以降の依頼については、同意欄の記載又は納税証明書の提出を省略することができます。